平成２８年（フ）第２３４号
岡山県総社市泉５番地30
債務者　キタダ和子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２３８号
岡山県倉敷市宮前532番地市営北宮前団地12号
債務者　藤井由美子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第９５号
山形県米沢市泉町２丁目３番46号
債務者　近野　　弘
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第２号
山形県米沢市万世町桑山4626番地　サンライフさんゆうⅢ
債務者　大熊板金こと　大熊　恒輔
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１１３号
茨城県日立市諏訪町２丁目８番15―203号、前住所茨城県日立市鮎川町６丁目21番３号
債務者　藤田いづみ
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２号
茨城県日立市東大沼町３丁目25番22―206号
債務者　植田　順子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第６８７号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目691番地の82　プラネット202
債務者　中島真奈美（旧姓丸島）
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４９１号
神奈川県座間市座間１丁目3104番地の５　ローズウッド302号
債務者　金子　　保
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５０３号
相模原市緑区相原６丁目16番16号　エステートピア青山105
債務者　福司　隼也
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５０６号
相模原市南区相模台２丁目５番４号　カサブランカ相模台401号室、申立時の住所神奈川県座間市小松原２丁目42番32号　座間小松原荘16号
債務者　飯田　忠明
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５０９号
相模原市中央区田名1605番地４
債務者　廣瀬　幸枝
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５１１号
相模原市南区麻溝台５丁目16番11号
債務者　石綿　　正
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５１２号
相模原市南区麻溝台５丁目16番11号
債務者　石綿喜久子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第６号
相模原市中央区下九沢1211番地１　宮の上団地１―203
債務者　山下　輝子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１７４１号
愛知県半田市住吉町３丁目111番地　新日半田住吉ビル402号
債務者　永柳あゆみ
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９号
兵庫県篠山市畑井214番地
債務者　山本　達也
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第８号
島根県隠岐郡隠岐の島町南方146番地
債務者　藤田　　操
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午前11時30分
松江地方裁判所西郷支部破産係